

環境影響評価方法書に関する質問等

区分	番号	委員	株式会社村山コンポストリサイクルセンター		
			(仮称)松山処分場第三期整備事業(管理型最終処分場の増設)		
			質問・意見	回答(事業者)	
全般的事項	土砂流出対策・浸出水	1	池田	事業の計画では、埋め立ては第2号埋立地の嵩上げを主体とした計画となっており、しかも第2号埋立地の増設容量は現況の第2号埋立地の容量をはるかに上回る規模である。そのため埋め立て容量の増加に伴い大雨による土砂流出、浸出水の増加など環境への影響が一層懸念されるが、本書ではそれらの事前対策が明確に曖昧である。このような点は配慮書でも指摘されていたと思うので説明が必要ではないでしょうか。	土砂流出に関しては、設計段階において砂防指定地である軽井沢川から離隔をとるとともに、下記対策を講じることで施設の安全性を確保する事業計画といたします。 ・埋立地の安定勾配の確保 ・埋立終了区画のラッピング ・土堰堤、浸出水調整池の点検を行い損壊の恐れが認められた場合は必要な措置を実施 浸出水の増加については埋立終了区画のラッピングにより浸出水発生量の低減を図るとともに、第3号埋立地の整備の際に、浸出水処理施設を増設する計画となっております。
全般的事項	平面図	2	東	増設分について平面図はありますか？	増設分の平面図は現在作成中でございます。
全般的事項	計造成	3	池田	今回の事業では埋め立ては、第2号埋立地の嵩上げで計画されていることから、新規に造成する場所はないという事でしょうか。	対象事業実施区域北側の林野など一部を新規に造成する計画となっております。
全般的事項	覆土	4	池田	埋め立てに使用する覆土はどこから調達するのでしょうか？また、使用する覆土のストックヤードの場所や管理方法(土砂流出防止の配慮など)についても教えてください。	埋め立てに使用する覆土は、第2号埋立地の造成に伴い発生した土を第1号埋立地及び第2号埋立地敷地内のストックヤードに保管しており、第3号埋立地の覆土にも利用する計画となっております。ストックヤードの管理については、盛土規制法に則り、高さ、傾斜角度等を適切に管理することで土砂流出防止に配慮して参ります。
全般的事項	排水処理施設	5	東	排水処理施設が増設計画されていますが、この処理施設について、第1号埋立地浸出水とあるのは、どのようにして流入されるのでしょうか？第1号埋立地は1Kmほど離れている上に、令和9年度に埋め立て終了予定となっておりますが、浸出水の処理は継続されるのですか？	第1号埋立地浸出水の一部をポンプアップし、配管により第2号の処理施設に接続し処理する計画となっております。第1号埋立地の浸出水については、埋立終了後も、処分場の廃止手続き完了まで浸出水の処理を継続いたします。
全般的事項	・排水処理	6	池田	「第1号埋立地からの浸出水については、第1号埋立地の浸出水処理施設によって処理後、軽井沢川へ放流されているが、一部を第2号埋立地の浸出水処理施設によって処理し、軽井沢川へ放流する計画である」とあるがその理由は何ですか(想定外の浸出水の発生?)。	第1号埋立地の浸出水処理施設は近年の豪雨の頻発により発生する浸出水が処理容量を超過する可能性があるためです。
全般的事項	排水・豪雨・土砂流出対策	7	伊藤	処理水及び雨水排水は軽井沢川へ放流されることから、近年の豪雨にも耐えられる施設であるという認識で良いでしょうか。	近年の豪雨を踏まえ、土砂流出に関しては、設計段階において砂防指定地である軽井沢川から離隔をとるとともに、下記対策を講じることで施設の安全性を確保する事業計画といたします。 ・埋立地の安定勾配の確保 ・埋立終了区画のラッピング ・土堰堤、浸出水調整池の点検を行い損壊の恐れが認められた場合は必要な措置を実施 浸出水の増加については埋立終了区画のラッピングにより浸出水発生量の低減を図るとともに、第3号埋立地の整備の際に、浸出水処理施設を増設する計画となっております。

環境影響評価方法書に関する質問等

区分		番号	委員	株式会社村山コンポストリサイクルセンター	
				(仮称)松山処分場第三期整備事業(管理型最終処分場の増設)	
				質問・意見	回答(事業者)
全般的事項	砂防指定地・災害防止対策	8	池田	砂防法に基づく砂防指定位置についてですが、砂防指定区域が事業実施区域に入っているように見えるため、指定外である事が明確な図をつけてください。また、砂防指定地に指定されていなくても隣接しているので、土砂災害の危険性が潜在している可能性があります。大雨などの際に本事業による土砂災害が誘発されないか心配されるため環境への配慮や災害防止対策についてお聞きしたい。	地すべり防止区域の指定状況と同様に、対象事業実施区域が砂防指定区域外であることが明確な図を作成いたします。 土砂災害については、設計段階において砂防指定地である軽井沢川から離隔をとるとともに、下記対策を講じることで施設の安全性を確保する事業計画といたします。 ・埋立地の安定勾配の確保 ・埋立終了区画のラッピング ・土堰堤、浸出水調整池の点検を行い損壊の恐れが認められた場合は必要な措置を実施
水環境	水質調査地点	9	東	水質調査地点の詳しい位置図が見当たりません。軽井沢川への放流地点のそれぞれについて必要ではありませんか？	本アセス手続きの水の汚れ・濁りに係る水質調査地点(降雨時を除く)は第1号埋立地処理水放流予定地点下流、第2号埋立地処理水放流予定地点下流の2箇所を設定しております。水質調査地点の詳しい位置は図7.2-6(7.2-35(P318))に示しております。
水環境	放流水・浸出水	10	是則	表3.1-15の放流水質について BOD11mg/L、18mg/L、COD56mg/L、52mg/L、T-N240mg/L、340mg/Lとありますが、処理後の放流水としては高い値です。処理前の浸出水(原水)はどのくらいの値ですか。また、現在の計画施設での流入原水の計画値を教えてください。処理機能の状況がみえません。	第1号埋立地浸出水(原水)の測定結果(過年度に実施) BOD14mg/L COD 87mg/L T-N 240mg/L T-P1.8mg/L ※第1号埋立地の処理方法は、凝集沈殿+殺菌処理のみ 第3号埋立地流入原水の計画値 詳細設計の結果を踏まえ設定します。
土壌環境	土壌汚染	11	是則	土壌汚染について 土対法に係る調査はしていますか。不要であればその理由を記載してください。	土壌汚染対策法に係る調査は実施しておりません。第2号埋立地造成に係る形質変更の届出が受理され、調査の命令がなかったことが理由となります。また、自主調査に関しても、第2号埋立地は工場等の汚染源の地歴がない原野及び農地を造成したものであること、対象事業実施区域及びその周囲において、土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時届出区域の指定は行われていないことから調査は不要と判断しております。
水環境	地下水・水質	12	是則	地下水については水位、流れの環境要素をみていますが(結局、水質、流れも選定から外れていますが)、水質は不要ですか。地下水の水質について一般的に気になる項目と思いますが、環境要素としてみない理由を記載してください。	第2号埋立地の底部は厚い岩盤層となっており、利用可能な深度に地下水が確認されないことから、地下水の水質については環境影響評価項目に選定しておりません。
土壌環境・その他	水位・地形	13	本山	軽井沢の最大水位の評価はどうなっていますか。増水により施設が影響を受け、施設の一部や調整池の沈殿物が軽井沢へ流出する可能性が考えられます。事業実施区域より下流の右岸1kmに渡って地すべり地形が存在しています。事業がそれへ影響を与えることは考えにくいですが、地すべりの活動により軽井沢が河道閉塞を起こすと、水位の上昇により、施設の一部や調整池の沈殿物が軽井沢へ流出する可能性が考えられます。	施設は砂防指定区域である軽井沢川から離隔がとられていること、軽井沢川は急峻な谷地形であり、施設や調整池との高低差が10m以上あることから、軽井沢川の増水による施設・調整池沈殿物の流出に対しては問題ないものと考えております。
水環境	放流水・水質	14	伊藤	埋立地における放流水分析結果 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の分析結果が基準に近い値となっています。埋立対象廃棄物に汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物が含まれていることから、過度に割合が増えるなどして放流水に影響が出ないよう注視して頂きたい。	定期的な水質検査を行いながら、汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物の割合が過度に大きくなり、浸出水処理水中のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の値に影響がでないよう注視いたします。なお、現在の第1号埋立地の処理方法については、凝集沈殿+滅菌のみになっております。今後設置する浸出水処理については、より高度な処理を計画しております。

環境影響評価方法書に関する質問等

区分		番号	委員	株式会社村山コンポストリサイクルセンター	
				(仮称)松山処分場第三期整備事業(管理型最終処分場の増設)	
				質問・意見	回答(事業者)
水環境	放流水・水質	15	伊藤	表 4. 3-4 と48頁の表 3. 1-15 の基準値について同じ資料であるのに基準値が異なる個所があるのはどうしてでしょうか。	表 4. 3-4のトリクロロエチレン、フッ素、アンモニア性窒素等の基準値に誤りがありましたので修正いたします。
水環境	水質・底質	16	内田	水質と底質の現地調査地点で、No.1'は「調査地点No.1において第2号埋立地の造成工事による影響が考えられる場合の代替地として設定」と注釈が付してあります。注釈の意味するところは、No.1を測定してから、その結果をみてNo.1'の測定を行う、ということか、調査計画の段階でその時点での状況からNo.1またはNo.1'いずれかの測定を行うか判断する、ということか、または別の解釈がありうるのか、おしえてください。	現地調査の段階でその時点での状況からNo.1またはNo.1'いずれかの測定を行うか判断する、ということになります。本アセスの調査時期と第2号埋立地造成の時期が重なっており、降雨後の濁りなど水質への工事影響が懸念される場合、影響のない上流側の測定を行います。現在、第2号埋立地は造成中であり、放流予定地点の上流側、下流側の水質に差異はないものと考えております。